天理駅周辺地区街づくり協議会設置要綱

(目的及び設置)

- 第1条 天理駅周辺地区を人が集い、憩うことのできるにぎわいある空間にすることを目指し、住民、関係機関及び市の職員が専門家の助言を得て具体的な協議・検討を進め、諸課題を解決し、活性化プロジェクトを実施するために、天理駅周辺地区街づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(所掌事務)
- 第2条 協議会は次の事項を所掌する。
  - (1) 天理駅周辺地区の空間デザインの方向性に関すること。
  - (2) 天理駅周辺地区の土地及び施設の有効利用に関すること。
  - (3) 天理駅周辺地区の権利関係の調整に関すること。
  - (4) 天理駅周辺地区における再開発後のイベント実施等、空間の活用に関すること。
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。
  - (1) 関係団体を代表する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 天理市議会議員
  - (4) 天理市長
  - (5) 市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は天理市長とし、副会長は会長が指名した者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて関係者を出席させることができる。 (庶務)
- 第6条 協議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。 附 則
  - この要綱は、平成26年4月1日から施行する。